

令和3年第4回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年4月26日
13時30分～15時15分

会 場 海老名市役所議員全員協議会室

令和3年第4回海老名市農業委員会定例総会

令和3年4月26日「令和3年第4回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は13名で次のとおりである。

2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一	5番 小島 富士男
6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人	9番 新戸 和夫
10番 守屋 福夫	11番 宮墓 功	12番 金指 満	13番 二見 務
14番 大矢 美知子			

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、主幹兼係長 草薙 砂織、主査 加藤 友彦

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第27号 引き続き農業を行っている旨の証明について
- 日程第5 議案第28号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 議案第29号 農業委員会会長の辞任につき同意を求めることについて

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地造成工事施工届出書について
- (2) 農地の使用貸借権の解約について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

【事務局長】 本日も、1 番委員（会長）が欠席でございます。会議の議長は会長職務代理者をお願いします。それでは、本日の開会に当たりまして、2 番委員からご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、13 名でございます。農地利用最適化推進委員 6 名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 ご異議なしということでございますので、3 番委員、4 番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書 3 ページ、4 ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

【議 長】 議案書 5 ページ、5. 付議事項、日程第 1、議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号 8 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 査】 受付番号 8、申請地は、社家字■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、田、■■■平米、譲受人は、社家■■■■■■■■、■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■■■、■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、経営規模拡大です。現地の案内図及び写真につきましては、資料 1 でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。

【18番委員】 譲受人の■■■■さん、家族とともに、農機具販売の傍ら、農業に従事しております。今回の経営規模拡大によります新たな農地の所有に対しては、特に問題ありません。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■■■さん、妻の■■さん、息子さんの■■さんの3人が農業従事者だそうです。経営主は、令和3年の農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は41年、農業従事日数は90日、奥様の農業経験年数は38年で、従事日数が180日、息子さんの■■さんの農業経験年数は8年、農業従事日数は60日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地は田が■■■■■平米、畑が■■■平米、合計、■■■■■平米で、下限面積であります30アールを超えております。機械につきましては、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台等を所有しております。また、取決めに従い、支障が出ないよう耕作する旨、申請書に記載がございますし、機械の面、労働力の面、技術の面を見ましても、譲受人として特に問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この件に関しまして、特に問題ないと思われます。

【議長】 ただいま傍聴人が来られましたので、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

現地調査班の意見をお伺いいたします。14番委員。

【14番委員】 23日の金曜日に現地調査に行っていました。農地は適正に管理されておりまして、問題ないと思ひます。

【議長】 それでは、受付番号8について、質疑のある方。

【主 査】 今、19番委員がかなり詳しく説明いただきましたので、重複するところはありますが、■■■幼稚園さんを経営されている■■■■からの申請ということになっております。食育の一環として農地を購入しまして、児童と保護者とともに農業体験を通して学習していくことを目的として申請されました。先ほど委員もおっしゃられていたとおり、トラクター等を理事長さんの■■さんが所有しておるということで、今回の学校法人が農地を取得することにつきましては、農地法施行令の第2条第1項によりまして、教育、医療または社会福祉事業を目的とした法人が業務に必要な施設の用に供すると認められる場合は例外的に許可できるということになっております。これについては、幼稚園についても、この法人に含まれておりまして、農地面積につきましても、特に課題と思われる面積でもなく、本申請につきましては、代理人を通しまして、先ほどおっしゃられたとおり、1年を通してジャガイモやサツマイモを栽培する計画で、農地として適正に使用して管理していきますというような話もございましたので、議受人としまして特段問題ないと思われまます。

【議 長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。14番委員。

【14番委員】 23日の現地調査では、現地は草一つ生えていなく、適正にきちっと管理されていると思います。問題ないと思います。

【議 長】 それでは、受付番号9について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、受付番号9について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書6ページ、日程第2、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

を設けるために候補地を探して、当該申請地の地権者との合意が得られたため、申請に至ったそうです。この申請地に新たな物流倉庫を設けることで、高速道路へのアクセスもよいということから、関西や東北方面への輸送が非常に効率的に行え、輸送工程に要する時間も大幅に削減できるということだそうです。新しく事業ができる場所をほかにも探していたそうですが、計画している規模が大きく、所要面積が他法令、条例等の兼ね合いを考えますと、地域が限定され、また、筆数も多いことから、全ての地権者との合意がなかなか得られなかったそうなのですが、最終的に当該申請地で合意が得られたために申請に至ったということだそうです。

それでは、資料4-1をご覧ください。資料4-1の左下に農地の立地基準が記載されておりますが、こちらの申請地の立地基準は、第1種農地になります。これは、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから判断ができます。通常、第1種農地につきましては、農地転用が原則不許可となっている立地区分になりますが、ご存じかと思いますが、この案件につきましては、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、いわゆる物効法の認可を受けた特定流通業務施設となりまして、不許可の例外に該当することから、申請を受け付けております。

続きまして、資料4-2と4-3、4-4の平面図と断面図をご覧ください。こちらの図面につきましては、上が北を示しております。申請地を最大で70センチほど盛土しまして、周囲の道路とほぼ同じ高さとして、建物の基礎となる部分など、場所によっては切土をして転圧し、建築面積が■■■■■■■■■■平米の物流倉庫を建築する計画になっております。東西南北が水路を挟んで道路と隣接しておりまして、布基礎はブロックで土留めを施工して、その上に1メートル20センチのフェンスを設置する計画になっております。敷地内は、建物のほかの部分は耐圧のアスファルト舗装による車両通行スペースや車両スペース、また、緑地帯を設ける計画となっております。

申請地への出入りなのですが、こちらが西側の県道側につきましては、大型車両と歩行者用の出入口を2か所設置しまして、その出入口部分につ

きましては、既存の水路をボックスカルバートへ付け替えるという計画になっております。その他の周囲の水路には手を加えず、そのまま生かす計画となっております。また、北側にも出入口を設ける計画となっておりますが、そちらは4トン未満の車両を対象にしたものとなります。

続きまして、雨水及び汚水の排水計画についてでございます。こちら資料4-5に記載がされております。雨水につきましては、敷地内の周囲を囲む形で集水ますや側溝が設けられまして、集水ますから2か所の雨水貯留槽に雨水をためまして、流量を調整しながら、西側の排水路へ接続する計画となっております。汚水に関しましては、高度処理型合併浄化槽に流れた後、汚水の浸透施設による敷地内浸透処理がされる計画となっております。周囲の水路につきましては、排水機能を損なわないよう、そのまま生かす計画となっております。申請地内に存在します水路からの取入れ口や排水口につきましては閉塞する計画となっております。

そのほか、他法令との調整についてですが、今回、農地転用の許可のほか、先ほど申し上げました物流効率化法と呼ばれる法律、こちらが正式名称が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律という法律の認定ですとか、あとは神奈川県条例であります土地利用調整条例、または都市計画法を根拠とします開発の許可ですね、こちらの3つの法令の調整が必要になる事業になります。これらは全て協議は終了しております。

あとは、資料4-6から4-8に関しましては、建物に関する図面でございます。こちらは参考でお配りさせていただいております。

あと、18番委員からも、特に問題はございませんので、ご審議をよろしくお願いいたしますということで話をいただいております。

以上のことから、転用が不確実とされる要因は確認できませんで、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われまます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。14番委員。

【14番委員】 現地は広範囲にわたっておりますが、農地として適正に管理されておりました。問題ないと思います。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、受付番号4について、質疑のある方。

【11番委員】 特に隣接のところは物効法に基づく倉庫が林立していますけれども、北側には既にできているもの、南側にも既に始まっているものということで、その間のところだと思いますが、特にここの図面上で北側の道路ですね、今まで横須賀水道道という、学校の通学路になっている道でもあると思いますが、この道はセットバックか何かされるんですか。今回の開発で。それと併せて、東側の道路も結構頻繁に使われている道路だと思いますが、これも路肩や何かが不備のような状況の道路になっていますから、その辺のところの指導はどのような格好になっていますか。

【主 査】 少し見にくいのですが、図面の4-2を見ていただきますと、北側の道路につきましては、帰属道路ということで、セットバックをしている計画になります。面積として■■■■■平米帰属するということで、同時に工事を行って、道路として整備して、市に帰属する計画になってございます。

資料4-6の図面で、道路部分が斜線になっているところ、こちらのほうが、分かりやすいかもしれません。

【11番委員】 横須賀水道道が、南側が歩道になっていて、北側のほうが車道になっているという、そういう区分になっていますね。利用上ね。そうすると、歩道が今度広くなって利用できるようになるという形ですね。北側についてはね。分かりました。東側のほうも路肩の部分が非常に雑草や何かが生えて十分な整備された道路にはなっていないのですが、その辺のところの整備の考えはどうか。

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 再開いたします。事務局、お願いいたします。

【主 査】 資料4-3ですね、①-①、もしくは②-②の断面図を見ていただくと、一番右側のほうなのですけれども、既存の水路がございまして、その内側が今回の開発区域ということになっておりまして、特段道路に関しましては、道路のセットバック部分とかというのはございまして、道路に関しましては水路までは現況のまま使用されるという計画になっておりま

す。

【11番委員】 図面上で、現状の形がないから、よく分かりにくいのですけれども、その前の図面の4-2の平面図を見ていただくと、右側の市道514号線、これで道路の真ん中が舗装されていて、のりがあって、そこに今非常に雑草が生えているんです。のりがあって、その下にU字溝があるのですね。この整備の4-3の計画を見ると、まさに道路とU字溝がくっついて、あたかも整備されるかのごとくに書かれているのですが、現況は真ん中が舗装してあって、それからのりがあって、その下にU字溝があるのですね。ですから、ちょっとその辺はよく確認をされたほうがいいかなと思うんですが。特に水路ですから、高さの関係があるでしょうからね。その辺も併せてどのような形にするのか。今のままだと、この計画図の4-3の②-②の断面ですが、このような形には多分ならないと思うんですよ。

【議長】 事務局、いかがですか。

【主査】 図面としましては、最終的な図面となっております、まちづくり条例のほうで地元の方との調整も済んでいるということにはなっておるのですが、こちらのほうで、もう一度業者のほうには、この部分について再度別途確認させていただくようにさせていただきます。

【議長】 11番委員、よろしいでしょうか。

【11番委員】 はい。

【議長】 それでは、ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号4について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、受付番号5については、本日は審議しないことに賛成の方の挙手を求めます。

【13番委員】 確かに継続審議は分かるのですが、■■の線下じゃないですか。線下というのは農転をかけられて、それで建物を建てなければ別に構わない。許認可は取れるんですか。

【主査】 ■■のほうの同意書も添付がございまして、いわゆる資材置場とか、駐車場に関しては特段問題ないということになっております。

【13番委員】 線下の補償料はもらっているんですかね。

【主査】 そこまでは私も確認していないのですが、■■の■■■■■■■■から、今回転用する関係についての同意書というのは取っているの、そこはクリアされていると判断しているところでございます。

【13番委員】 建物を建てない限りは、転用の、これは資材置場ですけれども、そういうような許認可というのは取れるんですか。

【主査】 そうですね。

【事務局長】 私のほうから別の点で補足をさせていただきたいのですが、先ほどから、4条の件も含めてなのですけれども、継続審議と、本日は審議しないという言葉が複雑になってしましまして大変恐縮なんです、本日、今まで出ている2件につきましては、条件が整っておりませんので、整ったら審議するという意味で、本日は審議しない、整うまで審議しないというふうな理解でいただければと思います。申し訳ございません。

【議長】 ほかに質疑、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号5について、本日は審議しないことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、そのようにさせていただきます。

続きまして、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号6、申請地は、上今泉字■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■平米、ほか■筆、議案書のとおりでございます。転用者

なります。現地の案内図につきましては、資料7-1から7-6をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画図、建物図面をお配りしております。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。6番委員。

【6番委員】 4月10日に■■■■さんが来られまして、当該地に息子さんの家を建てたいということでございます。場所は、海老名こども支援センターの道路を隔てた南側です。東側は中央排水路が通って、西側は田んぼになっております。この田んぼの地主は■■■、■■さんなのですが、耕作者は、申請者であります■■■■さんが耕作しているということで、ここに写真がありますように、図面とか、写真を見る限り、田んぼや周囲に与える影響は特にないというふうに考えられます。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主査】 それでは、詳細説明させていただきます。

こちらは、■■■■さんが、譲渡人であるお父様の■■■■さんの所有農地に農家分家住宅を建築するという申請になります。■■■■さん世帯は、現在、賃貸アパートに住んでいますが、家族も増え、手狭となってきたので、実家により近く、農作業を手伝う上でも適したこの場所に自己住宅を建てたいと申請に至りました。

資料7-1の左下の農地区分をご覧ください。今回の申請地ですが、立地基準につきましては、第2種農地になります。これは、市役所からおおむね500メートル以内の区域にある農地といったところで、2種として判断ができます。

続きまして、資料7-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。畑の一部を使いまして、北側道路面より約10センチ程度高くして、自己住宅敷地として、道路後退部分も含め整備するという計画になっております。建物につきましては、資料7-4から6を御覧いただければと思います。申請地の周囲につきましては、西側の農地との境界部分には既存のコンクリートブロック3段積みがございます、その他については現状のまま使用されるということです。雨水につきましては、敷地内南側に雨水浸透施設を設置しまして、宅地内浸透処理としまし

て、下水道につきましては、北側道路の公共下水道に接続する計画となっております。以上、隣地同意もございまして、転用が不確実とされる要因も確認できませんで、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。14番委員。

【14番委員】 こちらも農地として適正に管理されておりました。問題ないと思

【議長】 それでは、受付番号7について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号7について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書10ページ、日程第4、議案第27号 引き続き農業を行っている旨の証明についてを議題といたします。

受付番号10ですが、18番委員が関係人として、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、受付番号10の審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(18番委員退席)

【議長】 それでは、再開いたします。

受付番号10について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 この証明は、農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年ごとに引き続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署へ提出する際に必要なものでございます。過去3年間において相続税の納税猶予を受けている農地を農地として管理してきたかということ

のでございます。

議案書の10ページです。受付番号10、被相続人は、社家■■■■■
■、■■■■■、相続人は、社家■■■■■■■■■、■■■■■、引き続き農業を
行っている期間は、平成30年4月26日から令和3年4月26日までで
す。特例農地等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■、現況地目、田、登
記簿地目、田、農業振興地域内、■■■平米のほか、■筆、合計、■■■
■■■平米、議案書のとおりでございます。事務局のほうで4月13日に現
地調査をしたところ、農地として適正に管理されていたので、特に問
題はないと思われま。

【議長】 それでは、受付番号10について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号10について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手多数であります。よって、承認とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

議案書11ページ、受付番号11について、事務局から提案説明をお願いいたします

【主幹兼係長】 受付番号11、被相続人は、綾瀬市小園■■■■■、■■■■■、相続
人は、綾瀬市小園■■■■■■■、■■■■■■■、引き続き農業を行っている期
間は、平成30年4月26日から令和3年4月26日までです。特例農地
等の明細ですが、社家字■■■■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、
農業振興地域内、■■■平米のほか■筆、合計、■■■■■■■平米、議案書
のとおりでございます。こちらも事務局のほうで4月13日に現地調査を
したところ、農地として適正に管理されていたので、特に問題はない

化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われ
ます。

続きまして、受付番号12番、借り手は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■
■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地
は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆で
す。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの
期間は、令和3年5月1日から令和5年12月31日までの3年間です。
農業振興地域内3件の継続の計画です。この案件につきまして、4月13
日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていま
した。また、借り手は農家で、農用地利用集積計画の法定要件が定めら
れている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特
に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号11と12について、一括して質疑をお受けいた
します。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括で、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、個別に採決させていただきます。

初めに、受付番号11について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手多数であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号12について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手多数であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号13について、事務局から提案説明をお願いいた
します。

【主幹兼係長】 受付番号13、借り手は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■■、
貸し手は、中河内■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中河内
■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■平米、ほか■筆です。貸し借り
の種類は、使用賃借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、

【議長】 質疑、意見もないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号14について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手多数であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書13ページ、受付番号15について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号15、借り手は、大谷南■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、大谷北■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、大谷字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和3年5月1日から令和7年12月31日までの5年間です。農業振興地域内2件の新規の計画です。この案件につきまして、4月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は認定農業者で、農用地利用集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われま

【議長】 それでは、受付番号15について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号15について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手多数であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号16について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号16、借り手は、杉久保北■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■、代表取締役■■■■、貸し手は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りする農地は、本郷字■■■■■■■■■■、現況地目、畑、■■■■■■平米、ほか■筆です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。
受付番号17について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。
次に、議案書14ページ、日程第6、議案第29号 農業委員会会長の
辞任につき同意を求めることについてを議題といたします。
事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私のほうからご説明いたします。

議案書15ページの参考資料のとおり、今月1日に、1番委員より、海
老名市農業委員会会長を辞任したい旨の願いが提出されております。1番
委員が昨年2月末に体調を崩し、同年3月から定例総会の議長を務めてい
ないこと、今年4月からの会長復帰を目指して療養中であったことについ
て、本日まで出席の皆様はよくご承知と思っておりますので、詳細な経過につい
ては省略させていただきます。

会長辞任のご決断に至った理由については、先月29日の定例総会の開
会前にご本人から皆様に直接お話があったとおり、復帰に向け努力を続け
てきたが、議長として求められる正確な議事進行を行うことが難しいとい
うこととございます。農業委員会会長の辞任は、農業委員会等に関する法
律第13条により、農業委員会の同意議決を要する案件となっております。
本人の意思で辞任することは認められておりますが、意図的に進退が
決されることがないように、第13条第2項により、正当な理由があるとき
は農業委員会の同意を得て会長を辞任することができるというふうに定め
られております。要するに、会長の辞任の要件として、辞任について正当
な理由があることと、農業委員会総会出席委員の過半数の同意が必要とい
うこととございます。前者については、これまでの経過及び本人のご決断
内容を考慮すると、辞任の選択もやむなしという状況であると思料いたし
ます。後者については、本日の出席委員の数は13人ですので、7人以上
の賛成で辞任の同意が得られることとなります。なお、1番委員の辞任願
は、4月1日付で辞任したいのとなっておりますが、同意の審議が本日
26日であり、仮にこの後、辞任を許可する同意をいただいた場合でござ

いますが、その旨を会長職務代理者の書面にて1番委員に通知することになります。本日の議決結果に応じて発生する通知作業となりますので、その際は、通知文の日付は令和3年4月30日とし、1番委員の任期はその日までといたしたいと考えております。

【議長】 農業委員会会長の辞任について同意を求めることについて、質疑のある方。

【20番委員】 今、事務局のほうで説明をされましたけれども、農業委員会の会長については、農業委員会の互選というようなことがありますので、推進委員については、この会議については退席を希望いたしますけれども、いかがでしょうか。

【議長】 ただいま20番委員から、推進委員は退席してはどうかというようなご発言がございました。

内容について、質疑、意見のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようですので、推進委員の退席については、そのように進めることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、そのように進めさせていただきます。暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

農業委員会会長の辞任につき同意を求めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

お諮りいたします。事務局長から説明があったとおり、ただいま承認した辞任許可への同意については、書面にて1番委員に通知をいたしますが、その文面については議長に一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

先ほど議案第29号が可決され、1番委員(会長)の辞任について、農業委員会の同意が成立いたしました。よって、後任の会長を選任するため、農業委員会会長の選任についてを日程第7に追加いたします。

お諮りいたします。海老名市農業委員会規程第2第1項で、会長の選挙については委員の無記名投票で行い、投票の最多数を得た者が当選人とすることとされております。また、第2項で、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法によることができるとされております。そして、第3項では、選挙を行う場合において、年長の委員が臨時にその選挙に関する委員長長の職務を行うとなっております。規定に従い、会長の選挙に関する委員長は、最年長の委員である3番委員にお願いしたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのようにさせていただきます。

暫時休憩といたします。

(休憩)

【3番委員】 それでは、会長の選挙が終わるまでの間、私のほうで委員長を務めさせていただきます。

先ほど議長から説明があったとおり、会長の選挙については、委員の無記名投票か指名推選の方法によるとなっております。

お諮りいたします。出席委員の皆さん全員にご異議がなければ、会長の選挙は、投票ではなく、指名推選の方法によりたいと思いますが、いかがでしょうか。

質疑、意見のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【3番委員】 質疑、意見がないようでございますので、採決をさせていただきます。

会長の選挙を指名推選により行うことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【3番委員】 挙手全員であります。よって、今回の会長の選挙は指名推選により行います。

お諮りいたします。初総会の際、会長の候補者として指名される方は選考委員会で選考を行っておりました。それから2年以上経過し、指名される方が会長として適任かどうか、あえて選考委員会を設けずとも、皆さん十分にお分かりかと考えます。よって、今回は選考委員会を設けず、会長の候補者を指名する方を定め、その方が指名する委員を会長の当選人と定めるよう決定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

質疑、意見のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【3番委員】 質疑、意見がないようですので、採決をさせていただきます。

会長の指名推選については、まず指名者を定め、その方が指名した者を会長の当選人と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【3番委員】 挙手全員であります。よって、会長の選挙はそのように行います。

お諮りいたします。指名者については、委員長から出席委員のどなたかをお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【3番委員】 異議なしと認めます。

それでは、2期目の委員の中で年長である5番委員をお願いしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【3番委員】 異議なしと認めます。

それでは、5番委員から、会長の候補者を指名してください。

【5番委員】 私は、2番委員を指名したいと思っております。2番委員は、既に1年以上、1番委員の代わりに議長を務められています。その様子から、会長と

して皆を引っ張るに十分な技量をお持ちであると確信しております。また、農業者としても精力的に活動されております。2番委員が適任と考えます。

【3番委員】 ただいま5番委員から、会長には2番委員との指名がありました。2番委員を後任の会長へと当選とすることに賛成の方は拍手で承認をお願いします。

(拍手)

【3番委員】 賛成多数と認めます。よって、2番委員を後任の会長に当選といたします。ありがとうございました。

皆様のご協力をもって会長の選挙が無事に終わりましたので、委員長の職を降り、以降の進行は議長にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

【議長】 それでは、再開いたします。

3番委員には、選挙の進行を無事務めていただき、感謝を申し上げます。また、皆様には、私ごときを会長の職へご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。今月はまだ会長職務代理者としての務めが残っておりますので、機会を改めてご挨拶を申し上げます。

ただいまの会長選挙の結果、後任の会長職務代理者を選任する必要が生じたので、農業委員会会長職務代理者の選任についてを日程第8として追加いたします。会長職務代理者は、海老名市農業委員会規程第3条で、農業委員のうちから、委員があらかじめ選挙をして定めとなっておりますが、選挙の委員長や方法については特に定めがありません。

お諮りいたします。初総会の際、会長職務代理者は、投票ではなく、選挙委員会から指名推選で選挙しておりました。出席委員の皆さん全員にご異議がなければ、今回の選挙は、投票によらず指名推選として、指名推選の方法は、議長が指名した方を後任の会長職務代理者の当選人とするものとしたと考えますが、いかがでしょうか。

質疑、意見のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見がないようですので、採決をさせていただきます。

会長職務代理者の選挙は、議長による指名推選で行うことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員であります。よって、そのようにさせていただきます。

それでは、早速、指名を行います。会長職務代理者の候補として、11番委員を指名いたします。11番委員は、委員としては1期目ですが、元厚木市副市長の経験を生かし、定例総会の審議の上でも、我々が足を踏み外さないよう、大所高所から適切に意見を出していただきました。今後、私が万が一不在にするようなことがあったとしても、後をお願いするのに十分な技量をお持ちであると確信しております。11番委員が適任と考えますので、後任の会長職務代理者へ当選とすることに賛成の方は拍手で承認をお願いしたいと思います。

(拍 手)

【議 長】 賛成多数と認めます。よって、11番委員は後任の会長職務代理者として当選をいたします。

事務局長が発言を求めておりますので、これを許可いたします。

【事務局長】 恐縮でございます。先ほどご説明したように、1番委員の会長任期は、令和3年4月30日までとなりますので、2番委員の職務代理者としての任期も同様となります。よって、再確認となりますけれども、新会長と新会長職務代理者の任期は5月1日から開始とさせていただきます。

以上でございます。

【議 長】 暫時休憩といたします。

(休 憩)

【議 長】 それでは、会議を再開いたします。

選挙により新たな会長と会長職務代理者が決定いたしました。その結果、5月以降の定例総会の議席に移動が生じたので、議席番号の変更についてを日程第9として追加をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 それでは、私からご説明させていただきます。

農業委員の議席については、会議規則第7条において、議席はあらかじめ

めくじで決めるとなっておりますが、これまでは皆さんの同意をいただいた上で、会長を1番、会長職務代理者を2番とし、農業者が組織する団体として、園芸協会からの推薦委員を3番、土地改良区からが4番、生産組合からの推薦の方を行政地区の順序により5番から13番、一般から公募の委員を14番としてきました。よって、改めて皆さんの同意をいただきまして、くじによらず、この考え方に準じてご決定賜ればと存じます。

【議長】 議席はくじによらず決定してきた経過があり、今回も踏襲してはどうかということです。

質疑、意見のある方はお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、そのようにさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。

事務局から、議席番号の案を発表してください。

【事務局長】 では、私のほうから読み上げをさせていただきます。

なお、敬称は略します。

議席番号1番、会長、深澤伸治、2番、会長職務代理者、宮墓功、3番、園芸協会、清水澄雄、4番、土地改良区、松島淳一、5番、中立委員、鈴木守、6番、大谷、小島富士男、7番、中新田、波多野寛、8番、下今泉、市川和美、9番、柏ヶ谷、竹内章人、10番、中野、新戸和夫、11番、今里、守屋福夫、12番、杉久保、金指満、13番、本郷、二見務、14番、一般公募、大矢美知子、以上の議席番号を原案として発表いたしますので、よろしくご審議願います。

なお、農地利用最適化推進委員の皆さんの議席番号には変更はございません。

【議長】 事務局から発表がありました。

変更点は、私が今の2番から1番へ、11番委員が今の11番から2番へ、海老名市農業経営生産対策推進会議から中立委員として推薦されている1番委員が、今の1番から土地改良区の次に入って5番、今の5番から

の道路側から■■■番の農地から出入りし、及び土の搬入を行います。■■■番の現況は、■■■氏の所有する田んぼですが、将来的にはこちらも畑にして、広い面積での耕作を希望しており、造成土の手配等が整い次第、こちらの申請も行いたい希望があります。右側半分、近隣農地に関する部分ですが、上の図、AA'断面図にあるように、東側の農地、これ、実際はハウスなのですが、30度ののり面で処理します。こちらは隣地のハウスの方とも了承済みということです。西側農地に対する対策は、断面図にあるとおり、隣地の境界線に鋼板土留めを行い、処理します。北側の市道及び水路への対策ですが、資料8-2の右半分下のBB'断面図にあるとおり、境界線となる水路の内側に鋼板土留めを行い、流出を防ぐ処理をするという計画です。盛土の高さは道路面から30センチ以内となる予定です。それぞれ隣地の同意も得ており、特に問題ないと思われま

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 申請人の■■■さんは、農地造成をしたところにビニールハウスを建てたいという計画で申請されたものでございます。今、事務局のほうから説明がありましたとおり、隣地境界については、隣地の所有者と協議をされまして、また、土地の形状を考慮して、鋼板土留めと、それから、のり面30度での施工が同意されたということでございますので、特に問題ないと思います。

【議長】 それでは、受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号2の届出は承認としたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、承認いたします。

次に、議案書17ページ、(2)農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号3について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 受付番号3、届出地は、社家字■■■■■■、現況地目、田、登記簿地目、田、■■■平米、貸人は、社家■■■■■■、■■■■■■、借人

は、本郷■■■■■■■、■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田んぼの使用貸借の解約になります。合意による解約を令和3年4月10日に行い、農地の引渡しについては令和3年4月30日に行うという届出内容になっております。この農地につきまして、事務局で4月12日に現地調査を行いまして、農地として適正に管理されていることを確認いたしましたので、特に問題ないと思われまます。

【議長】 それでは、受付番号3について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、受付番号3の解約は承認としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、承認といたします。

次に、議案書18ページから21ページ、(3)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号12から20の9件、5条の受付番号5から11の7件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主幹兼係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書18ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年3月1日から3月31日までの間に届出がされたものです。受付番号12から20の9件で、田、472平米、畑、3,833平米、合計、4,305平米です。

続きまして、議案書の20ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和3年3月1日から3月31日までの間に届出がされたものです。受付番号5から11までの7件で、田、0平米、畑、2,020平米、合計、2,020平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

【議長】 ただいまの説明にあった転用届出について、一括して質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して承認としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、承認といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますか。

【事務局長】 ありません。

【議長】 ないようですので、本日の定例総会は終了いたしました。長時間、ありがとうございました。